

第5回 第6期大樹町総合計画策定審議会 議案

日時：令和5年12月13日（水）午後1時30分～午後2時00分
場所：大樹町福祉センター 2階 大ホール

1 開 会 第6期大樹町総合計画策定審議会 事務局長 伊勢 巖則

2 挨 拶 第6期大樹町総合計画策定審議会 会 長 尾藤 宏樹
第6期大樹町総合計画策定委員会 委員長 松木 義行

3 協議事項

(1) パブリックコメント（住民意見の提出制度）の結果について

【資料1】

【質疑応答】

伊勢事務局長：10月27日から11月17日までの3週間にわたり、パブリックコメントを実施し、5名の方から9件の意見が寄せられている。意見に対する町の対応として、対応区分A「意見の趣旨が計画へ反映されたもの」は0件、対応区分B「町政全般や個別具体の取組に対する意見であり、今後の事業推進にあたって参考とするもの」は8件、対応区分C「意見として承るもの」は1件としている。本会議終了後、町ホームページで公開する予定としている。番号①では、限定ものの食べ物の提供ができるフードコートの整備や子どもの遊び場を拡大するなど、道の駅をリニューアルしてはどうかという意見が寄せられている。町の考え方としては、基本計画の「3-5 観光」において、「道の駅の魅力向上に向けて協議会を設置し、対策を検討します。」としており、今回いただいたご意見等も踏まえ、機能充実を図ってまいりたいと考え、対応区分Bとしている。

番号②では、青年部主催で開催された真冬の感謝祭で雪合戦大会に参加し、地元の方たちとの交流もできたことから、町民参加型のスポーツイベントを増やしてはどうかという意見が寄せられている。町の考え方としては、基本計画の「2-3 スポーツ」において、「住民がスポーツ活動に参加できる機会の拡大を図ります。」としており、関係団体と連携しながら、必要な支援を講じてまいりたいと考え、対応区分Bとしている。

番号③では、計画書に具体的な方策が書かれていないが、今後10年間で、町長が何を、いつ、どうしようと考えているのか、今後策定する実施計画の中で示すというのであれば、実施計画も策定審議会で審議してもらい、答申を受けるべきではないかという意見が寄せられている。町の考え方としては、策定審議会で審議していただいた、基本構想と基本計画に基づき、各担当課において実施計画の作成を進めており、計画の進行管理については、毎年度、住民参画のもとでローリング方式により評価・見直しを着実に進めていくこととしてまいりたいと考え、対応区分Cとしている。

伊勢事務局長：番号④-1では、もっと子育て世代にも目を向けてほしい、入園希望者に対して保育士が不足している、認定こども園たいきは独占状態であるため強気な対応で外部からの意見を寄せ付けない、町としては認定こども園たいきについてどのように感じているのか、保育士の不足について具体的な対策はあるのかという意見が寄せられている。町の考え方としては、基本計画の「1-2 子育て支援」において、「質の高い教育・保育を提供するとともに、待機児童ゼロを維持するよう努めます。」としており、潜在的人材の発掘や各種研修の実施・参加等に積極的に取り組むことで、体制を整えてまいりたいと考え、対応区分Bとしている。

番号④-2では、図書館は間借りの状態であるため本来の機能を発揮できていない、親子でゆっくり本を読める場所になってほしい、職員が小さな子どもにあまり優しくなく厳しいのもう少し柔らかく接してもらいたいという意見が寄せられている。町の考え方としては、基本計画の「2-2 社会教育」において、「図書館のあり方について検討するほか、利用者の利便性向上に努めます。」としており、図書館のあり方については、今後本格的に協議を進め、改築を含めた結論を早期に示すとともに、職員の対応については、誰もが利用しやすい環境となるよう、改善に努めてまいりたいと考え、対応区分Bとしている。

番号④-3では、子どもを安心して遊ばせることができる公園を整備してほしい、特に低年齢層が安心して遊べる遊具を設置してほしい、町としては公園を充実させることについてどのように考えているのかという意見が寄せられている。町の考え方としては、基本計画の「4-6 公園・緑地」において、「誰もが安心して利用できる公園を目指し、整備を推進します。」としており、公園の整備等については、「みどりの基本計画」の策定において検討を進めており、日常生活が豊かになり、新しいコミュニティが生まれることにも期待して取り組んでまいりたいと考え、対応区分Bとしている。

番号④-4では、町としては屋内遊具施設をつくることについてどのように考えているのか、新設または既存の建物を利用する予定はあるのかという意見が寄せられている。町の考え方としては、基本計画の「1-2 子育て支援」において、「子どもたちが安全安心な生活を送ることができるよう、施設・設備の整備を進めます。」としており、道の駅の屋内の子どもの遊び場の拡張整備のほか、旧大樹南・北保育園の後利用等も含めて検討してまいりたいと考え、対応区分Bとしている。

番号⑤-1では、南十勝こども発達支援センターでは面談してから入所するまでに数カ月待たなければならないので早く入所できるよう体制を整えてほしい、児童デイサービスを南十勝で連携して通いやすい場所をつくってほしいとの意見が寄せられている。町の考え方としては、基本計画の「1-2 子育て支援」において、「子どもの障がいの程度や発達段階に合わせた療育の場を確保し、継続的な支援を行います。」としており、南十勝こども発達支援センターについては、南十勝で連携・協力し、更なる充実を図るとともに、児童デイサービスについては、ニーズや対象者数等の状況を把握しながら検討してまいりたいと考え、対応区分Bとしている。

伊勢事務局長：番号⑤-2では、公園の遊具に鳥のフンがついていて不衛生に感じるので、清掃や遊具の点検をして、今ある公園をもっと活かしてはどうかという意見が寄せられている。町の考え方としては、基本計画の「4-6 公園・緑地」において、「誰もが安心して利用できる公園を目指し、整備を推進します。」としており、老朽化遊具の計画的な更新を本計画に位置付け、日常的な遊具の点検・清掃を月2回実施し、衛生面にも配慮しながら適正な維持管理に努めてまいりたいと考え、対応区分Bとしている。

(2) 第6期大樹町総合計画（素案）の修正事項等について

【資料2】

【質疑応答】

伊勢事務局長：前回の会議からの加除修正等については、参考資料として新旧対照表を事前に送付させていただいている。

42頁、「1-7 防災」の施策の達成度を測るための指標の「災害協定数」において、R4（2022）年度実績値を20件から19件に文言修正している。

69頁、「3-6 航空宇宙」の施策と取組内容の「② 航空宇宙ビジネスや実験誘致のための宇宙港整備」において、国への経済的支援から国への財政的支援に文言修正している。

尾藤会長：今回提案のあった、第6期大樹町総合計画（素案）について、承認することとしてよろしいか。

委員一同：異議なしの声あり。

(3) 答申書（案）について

【資料3】

【質疑応答】

伊勢事務局長：令和4年12月1日に開催した、第1回策定審議会において町長から受けた諮問に対する答申（案）となる。計画の推進にあたっては、当審議会が出された意見やパブリックコメントを通して寄せられた意見を尊重するとともに、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて鋭意努力されることを要望するという内容で、①計画の推進にあたっては、町民をはじめとする関係機関等への十分な周知と情報共有を図るとともに、多様な主体との連携・協働によるまちづくりに努めること、②各施策が着実に推進されるよう、外部評価を取り入れ、毎年度の進捗管理を適切に行い、目標の達成に向け取り組むことという付帯意見を添えている。

尾藤会長：今回提案した、答申書の内容で、先程承認をいただいた第6期大樹町総合計画（案）を添えて、町長に答申することとしてよろしいか。

委員一同：異議なしの声あり。

(4) その他

4 今後のスケジュールについて

【質疑応答】

伊勢事務局長：町長への答申を踏まえ、令和5年第5回大樹町議会臨時会において、本計画の基本構想について町議会に提案して、議決をいただく予定としている。

伊勢事務局長：見開き 8 頁程度の総合計画ダイジェスト版を作成し、令和 6 年 3 月発行の広報たいきとともに全戸配布する予定としている。また、総合計画全文についても、町ホームページで公開する予定としている。さらに、策定審議会の委員の皆様に対しては、印刷製本した計画書を送付する予定としている。

廣瀬委員：パブリックコメントの内容のほとんどが実施計画に関するものであったが、実施計画についてはどのように町民に周知する予定としているのか。

伊勢事務局長：実施計画については、令和 6 年 3 月までに策定できるよう、各担当課において現在作成を進めており、町ホームページで公開する予定としている。

5 答 申 第 6 期大樹町総合計画策定審議会 会 長 尾藤 宏樹

6 挨 拶 大樹町長 黒川 豊

7 閉 会 第 6 期大樹町総合計画策定審議会 事務局長 伊勢 徹則

改正

平成27年12月8日条例第35号

大樹町総合計画策定審議会条例

(設置)

第1条 本町に、大樹町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 関係団体・組織を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) 一般公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する町長の諮問事項に係る答申が終了したときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1名及び副会長若干名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、審議事項について必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 総合計画に関する諮問事項を専門的に審議するため、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の所掌事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 3 部会に属すべき委員は、会長の指名するところによる。
- 4 部会に部会長を置き、部会委員の互選により定める。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。
- 6 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画商工課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月8日条例第35号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第6期大樹町総合計画策定審議会部会名簿

部会名	所掌事項	策定審議会委員	策定委員会委員
総務	防災 消防・救急 公共交通 交流・移住定住 情報通信・デジタル化 行財政 広域行政 その他、他の部会の所掌しない事項	◎ 廣瀬 庄治 尾藤 宏樹 牧田 日出男 欠席 高橋 勝則 欠席 岡山 ひろみ 大原 武 山下 智 岩崎 教大	◎ 吉田 総務課長 ○ 杉山 消防署長 伊勢 企画商工課長 水津 住民課長 欠席 楠本 出納課長 佐藤 議会事務局長
保健福祉	地域福祉 子育て支援 高齢者福祉 障がい福祉 保健・医療 社会保障	◎ 大井 英則 佐藤 英道 橋村 勇太 欠席 金丸 穂奈美 欠席 林中 保 安部 惣二郎 酒井 厚子	◎ 清原 保健福祉課長 ○ 牧田 老人ホーム所長 デイサービス所長 水津 住民課長 欠席 瀬尾 保健福祉課参事 明日見 保健福祉課参事 下山 病院事務長
産業経済	農業 林業 水産業 商工業 観光 航空宇宙 雇用・勤労者対策	◎ 西川 久雄 山口 寿斗 神山 久典 欠席 西川 重穂 欠席 加藤 康浩 三浦 祥嗣 出貝 光基 一戸 勉 小田切 義憲 欠席	◎ 松久 農林水産課長 町営牧場長 ○ 菅 企画商工課参事 欠席 伊勢 企画商工課長 瀬尾 農業委員会 欠席 事務局長
生活環境	防犯・交通安全・消費者保護 環境保全・脱炭素化 ごみ・リサイクル・し尿・環境美化 上下水道 道路 公園・緑地 住環境 火葬場・墓地 コミュニティ・協働	◎ 菊池 功 田中英治 中元 義弘 高橋 教一 姉崎 美紀 小柳 ゆかり 播間 久美子 高橋 秀昌	◎ 奥 建設水道課長 ○ 水津 住民課長 欠席 佐藤 複合事務組合 事務局長
教育	学校教育 社会教育 スポーツ 文化	◎ 袴田 孔 黒谷 祥太 佐藤 征夫 香西 英行 欠席 島田 あや子 高橋 幸子 長江 教貴 福本 正規	◎ 井上 学校教育課長 給食センター所長 ○ 梅津 社会教育課長 図書館長